

規制影響分析書要旨

規制の名称	「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」施行に伴う共済事業に係る規制に関する政令事項
主管部局・課室	社会・援護局 地域福祉課
関係部局・課室	-
評価実施時期	平成19年10月
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>①兼業規制について 生協は、組合員のニーズに応じて各種サービスを総合的に提供しており、その意義は大きい。事業の規模が一定以上の生協においては、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響は大きい。規模が一定以上の共済事業を実施する消費生活協同組合及び連合会は、他の事業を兼業することができないこととされた。</p> <p>このため、今般の消費生活協同組合法施行令の制定に当たっては、当該兼業規制の適用される消費生活協同組合の基準を定めることとしており、以下のとおり規定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 前々事業年度及び前事業年度の年間収受共済掛金額が10億円超 ii 共済金額が一の被共済者あたり100万円超
	<p>②共済代理店について 共済代理店の設置に関する組合のニーズや、現在の共済推進の実態等を踏まえ、共済推進を行う者として共済代理店を法令上定めることとし、また、共済代理店となりうる者の範囲については、他の協同組合法である農協法や中小企業等協同組合法においては、その範囲には限定が課されていないものの、生協は他の協同組合と異なり、消費者の相互扶助組織であるという生協の性質や具体的なニーズなどを踏まえ、限定することとされた。</p> <p>労働金庫は、労働組合や消費生活協同組合等が相互に扶助するために資金を出し合って協同して組織するものであり、その会員の資格として消費生活協同組合及び連合会が法律上明記されている。このように労働金庫と生協は密接な関係を有するとともに、労働金庫と生協の対象者は重複しており、労働金庫が共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行っても、不適切な募集が行われる可能性は低く、一方で生協の組合員にとっても利便性の向上にもつながるものである。</p> <p>このため、今般の消費生活協同組合法施行令の制定に当たっては、当該共済代理店になり得る者を定めることとしており、上記の観点から労働金庫を規定することとする。</p>
	<p>③共済契約の申込みの撤回又は解除ができない場合 保険業法第309条の規定を準用しクーリングオフ制度について規定したところであるが、申込者又は契約者の保護に欠けるおそれがないと認められる場合には、共済契約の申込みの撤回又は解除ができないこととされた。</p> <p>生協共済と保険には加入者の範囲が限定されているかされていないか等一定の差異が認められるものの、金融事業の一種であることや、破綻時に契約者に与えるリスクが大きいことを踏まえ、保険業法施行令第45条で規定される事項と同内容の事項を規定することとし、組合又は共済代理店の事務所等で申込みを行った場合や申込者等が指定した場所で申込みをした場合等には共済契約の申込みの撤回又は解除はできないこととする。</p>

④ 共済契約の撤回等に関し情報通信の技術を利用する方法について

クーリングオフ制度において、組合が共済契約の申込みの撤回又は解除に関する事項を記載した書面を申込者等に交付する代わりに、情報通信の技術を利用する方法によって、当該書面に記載すべき事項を申込者等に提供することができることとされた。

しかし、電子的方法に不慣れな又はこれを望まない申込者等も存在することから、こうした申込者等を保護するため、あらかじめ当該申込者等に対し、電磁的方法の種類・内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと等を規定することとする。

⑤ 組合が特定投資家を特定投資家以外の利用者として取り扱う場合において、当該相手方に交付すべき書面を電磁的方法により提供する方法について

特定投資家は、組合に対し、自己を特定投資家以外の利用者(一般利用者)として取り扱うよう申し出ることができ、当該申出があった場合、組合は、その申出を承諾しなければならないが、承諾する旨を明らかにするための書面の交付を電磁的方法により提供することができることとされた。

しかし、当該書面を確実に相手方に到達させるため、あらかじめ、生協が用いる電磁的方法の種類及び内容を示して、書面又は電磁的方法により相手方の承諾を得なければならないこととする。

⑥ 組合が特定投資家以外の利用者である法人を特定投資家として取り扱う場合において、当該相手方から書面で得る同意を電磁的方法により得る方法について

特定投資家以外の利用者である法人(一般法人)が、組合に対し、自己を特定投資家として取り扱うよう申出をした場合、制度の理解が不十分なままに特定投資家として取り扱われ、法の趣旨に反する損害を被るおそれもあるため、組合は、申出を承諾するに当たって、あらかじめ、投資家保護を目的とする規制の対象外となることを申出者が理解している旨等を記載した書面により同意を得なければならないこととされた。ただし、書面により得べき同意を電磁的方法により得ることができることとされた。

しかし、確実に双方で情報が交わされる必要があることから、あらかじめ、組合が用いる電磁的方法の種類及び内容を示して、書面又は電磁的方法により相手方の承諾を得なければならないと規定することとする。

⑦ 広告等を行う際に利用者の判断に影響を及ぼす重要事項として表示すべき事項について

特定共済契約の内容について広告等の行為をする際、利用者の判断に影響を及ぼす重要事項として、特定共済契約に関して利用者が支払うべき手数料、報酬等や利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格等に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある旨及びその理由を表示しなければならないこととする。

⑧ 外部監査の義務付けについて

共済事業は、事業の実施状況や財務状況の透明性がその他の事業以上に求められる事業であるため、潜在的な組合員等に対し、業務や財務状況を広く情報提供する必要がある。また、会計処理が適切に行われなかったために共済金の支払が適切に行われない場合、組合員の生活に与える影響は大きいことから、共済事業を行う組合であってその事業の規模が一定以上のもの及び連合会については外部監査を義務づけることとされた。

今般の消費生活協同組合法施行令の制定に当たっては、当該外部監査が義務づけられる消費生活協同組合の基準を負債総額200億円と規定することとする。

	<p>⑨健全性基準、最低出資金規制の適用対象外となる組合の組合員数規模について 生協が、共済事業を健全に実施するために、自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保すること等が必要であるため、健全性基準の導入を行い、また、財政的に脆弱な生協が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う生協が最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準が設定された。 しかしながら、組合員の自治運営が機能すると考えられる一定規模の組合については、当事者の自治による監督が可能であると考えられることから、これら規制の対象外とし、自治運営が機能しにくいと考えられる組合(組合員の総数が政令で定める基準を超える消費生活協同組合及びすべての連合会)についてのみ適用対象とすることとされた。 今般の消費生活協同組合法施行令の制定に当たっては、当該健全性基準の規制や最低出資金の規制が適用される消費生活協同組合の基準を組合員の総数1000人と規定することとする。</p> <p>⑩契約条件の変更について 生協の破綻等による契約者の不利益を未然に回避することにより契約者を保護するため、契約条件の変更を可能とすることにより、共済事業の継続を可能にすることとされた。 契約条件の変更については、共済契約のうち、既に共済事故が発生している共済契約等については契約条件の変更を行うことができないこととする。 また、契約条件の変更については、契約条件の変更が過度のものとなり、共済契約者等の権利を不当に害することのないよう、共済金等の計算の基礎となる予定利率の下限については、生協共済と保険には一定の差異が認められるものの、金融事業の一種であることや、破綻時に契約者に与えるリスクが大きいことを踏まえ、保険業法施行令、農協法施行令と同様に年3%を下限と規定することとする。</p>
(根拠条文)	<p>消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第10条第3項、第12条の2第1項、第12条の2第3項において準用する保険業法(平成7年法律第105号)第309条第1項第6号及び第2項、第12条の3第2項において準用する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第34条の2第4項及び第34条の3第3項並びに第37条第1項第3号、第31条の8第1項、第50条の5、第53条の4第4項、第53条の6第2項、第54条の2第1項</p>
想定される代替案	<p>上記①、⑧及び⑨に関する規制の適用範囲を、より多くの組合が適用を受ける基準にする。 ※ 的確な政策の採択の検討に有効な情報を提供するという観点より、特に規制を設けるにあたって基準が規定されている①、⑧、⑨を中心とした代替案を当該評価書にて記載し、比較分析を行っており、他の規制に係る代替案についても同様の便益、費用等が想定されるところである。</p>

想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>上記①における規模が一定以上の共済事業を実施する消費生活協同組合及び連合会については、共済事業若しくは他の事業を継続する場合には他の生協への事業譲渡等を行う必要があるため、当該事業譲渡等に係る費用が考えられる。</p> <p>上記⑧における共済事業を行う組合であってその事業の規模が一定以上のもの及び連合会については会計監査人の監査を義務づけることによる費用が考えられる。なお、当該費用を勘案した規模を設定することとしている。</p> <p>上記⑨における共済事業を行う組合であってその事業の規模が一定以上のもの及び連合会については健全性基準に係る支払余力、最低出資金規制に係る出資金を保有することとなる。</p>	<p>上記①における規模が一定以上の共済事業を実施する消費生活協同組合及び連合会については、共済事業若しくは他の事業を継続する場合には他の生協への事業譲渡等を行う必要があるため、当該事業譲渡等に係る費用が考えられる。</p> <p>上記⑧における共済事業を行う組合であってその事業の規模が一定以上のもの及び連合会については会計監査人の監査を義務づけることによる費用が考えられる。</p> <p>上記⑨における共済事業を行う組合であってその事業の規模が一定以上のもの及び連合会については健全性基準に係る支払余力、最低出資金規制に係る出資金を保有することとなる。</p>
(行政費用)	<p>検査に係る担当官について整備充実していく必要があると考えている。</p>	<p>検査に係る担当官について整備充実していく必要があると考えている。</p>
(その他の社会的費用)	<p>特にないものと思われる。</p>	<p>特にないものと思われる。</p>
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(共済事業を行う組合の組合員への便益)	<p>本規制を設けることにより、共済事業を行う組合の事業の健全性を確保し、契約者保護が図られることとなる。</p>	<p>代替案の規制を設けることにより、共済事業を行う組合の事業の健全性を確保し、契約者保護が図られることとなる。</p>
(共済事業を行う組合への便益)	<p>生協における共済事業は、規模が拡大し、経済事業主体としての責任が増大するとともに、事業が複雑化している中で、一定の規制を設けることにより、共済事業を行う組合の事業の健全性が確保される。</p>	<p>生協は、組合員の相互扶助組織であり、その組織運営に当たっては、組合員一人一票の原則にみられるように民主的運営が原則とされているが、規模が拡大し、経済事業主体としての責任が増大するとともに、事業が複雑化している中で、一定の規制を設けることにより、共済事業を行う組合の事業の健全性が確保される。</p>
分析結果	<p>一定規模以上の共済事業を行う組合への一定の費用負担が発生することもあり得るが、共済事業を行う組合の事業の健全性を確保し、契約者保護が図られることにより、共済事業を行う組合及びその組合員に対する便益は増加するため、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。</p> <p>なお、共済事業の規模が様々である中で小規模な共済事業を行う組合についても規制を適用すると、却って共済事業を行う組合の事業の健全性を害し、契約者保護が図られなくなることもあり得ると考えられる。</p>	

有識者の見解その他関連事項	<p>今般の法改正に当たっては、昨年7月に厚生労働省に「生協制度見直し検討会」を設置し、全9回にわたる審議を行い、改正内容を検討したところである。</p> <p>この検討会においては、企業論や保険業法の専門家である学者、マスコミ関係者、類似の協同組合である農協関係者のほか、生協関係者に委員として参加していただき、多様な角度から、改正の内容について御議論いただいたものと考えている。</p> <p>また、検討の過程においては、生協のほか、関係団体（生命保険協会、損害保険協会、日本商工会議所）からのヒアリングを行うとともに、途中、「中間とりまとめ」をパブリックコメント手続に付し、各界から意見を募集し、それらの意見を反映した報告書が取りまとめられたところである。</p>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>平成19年5月に成立した「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、当該法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされているところである。</p>
備考	—